

一般社団法人 広島県測量設計業協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人広島県測量設計業協会と称する。

(事 務 所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、測量設計技術の向上と経営の安定化に関する調査研究等の活動を行うことにより、広島県内における測量設計業の健全な発展及び地位の向上を図るとともに、社会資本整備の促進に貢献し、地域社会の発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 測量設計業の技術及び経営に関する総合的な調査研究及び指導
- (2) 測量設計業に関する技術，経営等に関する研修会，講習会の開催
- (3) 測量設計に関する制度，経営等に関する情報及び資料の収集並びに提供
- (4) 測量設計業に関する普及及び啓発
- (5) 測量設計業の発展を図るため，関係行政機関及び関係団体(以下「関係機関等」という。)への要望，連絡等並びに関係機関等との意見交換及び提携等
- (6) 災害等緊急時における技術援助の実施
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 測量法（昭和24年法律第188号）に基づく登録業者のうち、測量設計業を営み、広島県内に本店、支店、営業所を置く者で、この法人の目的に賛同して入会した法人又は個人であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者。

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した法人又は個人であつて、次条の規定によりこの法人の会員となつた者。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会で定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、会員になつた時及び毎年、総会において別に定める額を支払わなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。なお、この場合、その会員に対し、総会開催の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉をき損し、又はその目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至つたときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかつたとき。

(2) 総ての正会員が同意したとき。

(3) 会員が死亡し、若しくは測量法に基づく登録を取り消され又は解散したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、総ての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 入会金及び会費の額
 - (4) 常勤の理事及び会員以外の監事の報酬等の額
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - (6) 定款の変更
 - (7) 解散及び残余財産の処分
 - (8) 合併及び事業の全部又は一部の譲渡
 - (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- (種類及び開催)

第14条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後2箇月以内に開催する。

3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 総ての正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

(議 長)

第16条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

(議 決 権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は正会員として決議に加わることができ

ない。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総ての正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 合併及び事業の全部又は一部の譲渡
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計が第21条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(委任等)

第19条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなすものとする。

2 前項の代理権等の授与は、総会ごとにしなければならない。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した会員の中からその会議において選出された議事録署名人2名以上が記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上11名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般法人法に規定する代表理事とし、専務理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長及び専務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 25 条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事及び監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事及び監事は、いつでも総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 27 条 役員は、無報酬とする。ただし、専務理事及び会員以外の監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(責任免除)

第 28 条 この法人は役員一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問及び相談役)

第 29 条 この法人に任意の機関として顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者の中から、相談役はこの法人に功労があった者の中から、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、この法人の運営に関して会長の諮問に応え、または会長に対し、意見を述べることができる。
- 4 顧問に対しては、総会において定める総額の範囲内で総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給するとともに、その職務を行うために要する費用を理事会の決議において別に定める支給基準にしたがって弁償することができる。
- 5 相談役は無報酬とする。ただし、職務を行うために要する費用を理事会の決議において別に定める支給基準にしたがって弁償することができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、総ての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、副会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 会 計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、通常総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

4 定款及び会員名簿は、主たる事務所に備え置くものとする。

5 貸借対照表は、総会終結後、遅滞なく公告しなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

- 第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
- 2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

- 第42条 この法人の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 委員会

（委員会）

- 第43条 この法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。
- 2 委員会の任務、構成及び運営に関し、必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 事務局

（事務局の設置）

- 第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、専務理事をもって充てることとし、職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 補則

（委任）

- 第45条 この定款に定めるものの他、この法人の運営について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は荒谷壽一とし、専務理事は坂井克二とする。
- 3 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

一般社団法人 広島県測量設計業協会定款施行細則

平成 25 年 4 月 1 日 制定
令和 3 年 4 月 1 日 改定
令和 5 年 4 月 1 日 改定

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 一般社団法人広島県測量設計業協会定款（以下「定款」という。）第 4 5 条の規定に基づき、この法人（以下「協会」という。）の円滑な運営を期するために必要な事項を次のとおり定めるものとする。

第 2 章 会員

(会員資格の取得)

第 2 条 定款第 6 条の規定により協会の会員資格を取得しようとする者は、様式第 1 号の入会申込書に所定の事項を記載し、次の書類を添付して協会に提出し、入会の申込みをしなければならない。ただし、賛助会員にあっては、入会の申込みは第 4 号の入会申込書を提出するものとする。

一 正会員

ア 協会正会員 2 人以上の推薦状（様式第 2 号）

イ 誓約書（様式第 3 号）

二 賛助会員

協会正会員 1 人以上の推薦状（様式第 5 号）

2 入会の申込みがあったときは、理事会において入会の認否を定めなければならない。

3 入会の申込みをした者は、理事会が入会を承認したとき本会の会員となったものとする。

(経費の負担)

第 3 条 正会員の入会金は、15 万円とする。

2 前項の規定に抛り難い場合は、理事会の議決に基づき会長が定める。

3 正会員の会費は、1 会計年度毎に、当該年度 4 月 1 日現在の広島県内全事業所（本社、本部、本店、支社、支店、営業所等）に勤務する常勤の全役員・職員数に対する別表の区分による額とする。

4 賛助会員の会費は、1 会計年度当たり 6 万円とする。ただし、年度の途中で会員となった場合は、1 月当たり 5 千円に加入月数を乗じて得られた額とする。

- 5 入会金は、協会から入会の通知を受けた後に遅滞なく納入しなければならない。
- 6 正会員の会費は、第3項の規定により算出した額を二半期に分割し、前期分は5月末までに、後期分は10月末までに納入するものとする。
- 7 賛助会員の会費は、5月末までに一括して納入するものとする。
- 8 会長は、第3項に規定する会費の算定基礎となる数値に誤りがあることが判明した場合は、修正後の数値に基づき再算定して得られた額を正規の会費とし、差額分に相当する金額を徴収又は還付する方法により清算するものとする。
- 9 前項の規定は、前年度までの会費について適用するものとする。

(会費の減免)

第4条 会長は、会員に不慮の災害、その他特別の事情により必要と認めるときは、理事会の議決を経て、その会員の会費を減額又は免除することができる。

(住所・商号等の変更届)

第5条 会員は、第2条に基づいて入会申込をした事項について変更のあったときは、本会に対してその変更を届けなければならない。

(任意退会)

第6条 定款第8条により本会を退会しようとする者は、退会理由を記載した退会届を本会に提出しなければならない。

第3章 総会

(定足数の算定)

第7条 総会に出席した正会員が会議中に中途退場した場合、定足数の算定については、異動がないものとみなす。

(代理人と議決権)

第8条 代理人の氏名が記載してない委任状を提出した正会員の代理人は、会長が指定する。

- 2 委任状を提出した正会員が自ら出席したときは、そのとき委任状は解除せられたものとみなす。ただし、既になされた議事には影響を及ぼさない。

第4章 理事会及び役員

(役員の退任)

第9条 協会の会員及び会員たる法人の業務を担当する者の中から選任せられた理事並びに監事は、その被選者としての資格を失うと同時に退任する。

(顧問及び相談役)

第10条 理事会は、顧問及び相談役に関する内規を定め、これを施行することができる。

第5章 会計

第1節 基本事項

(会計事務責任者)

第11条 会計事務の責任者は、事務局長とする。

(収入)

第12条 定款第37条に規定する経費は、次に規定する資産の毎会計年度の収入を以って支弁する。

- 一 会費及び入会金
- 二 寄付金品
- 三 事業に伴う収入
- 四 資産から生ずる収入
- 五 その他収入

2 収入及び支出は、すべて予算に編入する。収入は、その性質により、また支出は、その目的によって、大、中、小に区分する。

3 予想し難い予算の不足に当てるため、相当の金額を予備費として予算に計上することができる。ただし、予備費は理事会の決議により、所要の支出科目に振り替えて執行することとする。

4 支出は、総会の承認を受けた範囲を超えることができない。ただし、理事会の決議によって中科目の範囲内で流用することができる。

5 出納上必要があるときは、理事会の決議によって一時借入金をすることができる。一時借入金は、当該年度の収入でこれを償還するものとする。

6 予算を補正する場合は、理事会の承認を得なければならない。

第2節 勘定科目及び帳簿

(勘定科目)

第13条 会計処理に必要な勘定科目は、会長が定める。

(帳簿の種類)

第14条 会計帳簿は、主要簿と補助簿とする。

2 前項の主要簿とは、次に掲げるものをいう。

- 一 総勘定元帳（元帳、正味財産増減計算書、貸借対照表）
- 二 仕訳帳

3 第1項に規定する補助簿とは、次に掲げるものをいう。

- 一 現金出納帳
- 二 預金出納帳
- 三 収支予算の管理に必要な帳簿（振替伝票，収入支出簿）
- 四 その他

（帳簿書類の保存及び処分）

第15条 会計に関する帳簿及び保存年限は、次のとおりとする。

- 一 主要簿 10年
- 二 補助簿 5年
- 三 その他の帳簿及び関係書類 5年

2 前項の保存年限は、帳簿等の閉鎖のときから起算する。

3 保存年限経過後に帳簿及び書類を処分するときは、焼却、細断等適切な措置を講じた上で廃棄するものとする。

（帳簿の更新）

第16条 会計帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

第3節 金銭出納

（金銭の意義）

第17条 金銭とは、現金及び預金をいい、現金とは、通貨のほか手許にある小切手、郵便為替証書及び振替預金証書等をいう。

（保管）

第18条 前条に掲げる金銭及びこれに関する重要な書類は、最も安全な方法により保管するものとする。

（出納責任者）

第19条 出納責任者は、事務局長とする。

（出納担当者）

第20条 出納担当者は、出納責任者がこれを定め、金銭の出納事務を取り扱う。

（領収書の発行）

第21条 金銭を収納した場合は、所定の様式の領収書を発行しなければならない。

2 前項の領収書の発行は、出納責任者以外の者が行ってはならない。ただし、特別の理由により、出納責任者以外の者が発行しなければならないときは、会計事務責任者の承認を得なければならない。

3 金銭の収納以前に領収書を発行する必要があるときは、会計事務責任者の承諾を得なければならない。

(支払)

第22条 金銭の支払は、支払先からの請求書又はその他の証拠書類に基づき、支払明細書を作成し、事務局長の決裁を受けなければならない。

(領収書の徴収)

第23条 金銭の支払については、必ず支払先から領収書を徴収し、これを確認しなければならない。ただし、領収書を受け取ることができない場合は、支払証明書をもってこれに代えることができる。

(支払日)

第24条 金銭の支払は、毎月10日と25日の2回を基本とする。ただし、随時支払の必要のあるものについてはこの限りでない。

第4節 固定資産

(固定資産の範囲)

第25条 固定資産は、次のものをいう。ただし、減価償却資産は、取得価格が5万円以上のものをいう。

- 一 有形固定資産 備品、車両運搬具、土地、建物等
- 二 無形固定資産 借地権、電話加入権、保証金、敷金等

(取得価格)

第26条 固定資産の取得価格は、次の各号による。

- 一 購入に係るものは、購入価格に付帯費用を加算した価格。
- 二 交換によるものは、提供を受けた物件の価格。
- 三 贈与によるものは、その時の適正な価格。

(固定資産の取得)

第27条 固定資産を取得しようとするときは、決裁文書に見積書を添付して会長の決裁を受けなければならない。ただし、1件10万円未満の固定資産の購入については、事務局長の決裁により購入することができる。

(固定資産の管理責任者)

第28条 固定資産の管理責任者は、事務局長とする。

(固定資産の管理)

第29条 固定資産の管理責任者は、固定資産台帳を設けて有形固定資産の保全状況及び

移動について、所有の記録を行う。

2 有形固定資産が棄損又は滅失したときは、適正な措置を講じるものとする。

(修繕等)

第30条 有形固定資産の修繕、売却等を行うときは、会長の決裁を受けなければならない。ただし、10万円未満の修繕、売却等については、事務局長の決裁により行うことができる。

第6章 委員会

(設置)

第31条 定款第43条の規定に基づき、次の委員会を設置する。

- 一 総務広報委員会
- 二 技術委員会
- 三 経営委員会
- 四 綱紀特別委員会

(任務)

第32条 委員会は、担当分野に係る業務の円滑な執行及び課題の解決を図るため、事業の企画並びに調査研究事業等を推進する。

2 委員会は、会長からの諮問事項について調査検討を行い、結果について会長に答申する。

3 会長は、答申内容を理事会に報告し承認を得る。

(委員への委嘱)

第33条 会長は、会員及び会員の社員並びに必要なに応じて学識経験者を各委員会の委員に委嘱する。

(任期)

第34条 委員の任期は、2か年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会の構成)

第35条 各委員会に、委員長と副委員長を置く。

2 委員長と副委員長は、理事の中から会長の指名により選出する。

3 副会長は、分担して委員会の運営全般について助言などの支援を行う。

(議長)

第36条 委員長は、当該委員会の議長として会務を統括する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がこれを代行し、正副委員長ともに事故あると

きは、担当副会長が代行する。

(招集)

第37条 委員会は、委員長が招集する。

(議決)

第38条 委員会の議決は、多数決による。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の役割)

第39条 会員は、委員会が調査、研究のための情報提供を依頼したときは、その事項について文書又は口頭により委員長に対して報告しなければならない。

(会員からの提案等)

第40条 会員は、委員会への依頼事項があるときは、委員長に対して文書又は口頭により申し出ることができる。

(部会の設置)

第41条 第32条の委員会の運営上必要があるときは、委員長は理事会の承認を得て部会を置くことができる。廃止又は名称変更の場合も同様とする。

2 部会の所掌事務は、当該委員長が定める。

(部会の任務)

第42条 部会は、前条第2項の所掌事務を執行するものとし、その結果について委員会に報告する。

(部会員への委嘱)

第43条 部会員は、会員及び会員の社員並びに必要なに応じて学識経験者の中から当該委員会において選定の上、会長が委嘱する。

(部会員の任期)

第44条 部会員の任期は、第34条を準用する。

(部会の構成)

第45条 部会に、部会長と副部会長を置く。

2 部会長と副部会長は、部会員の中から委員長の推薦により会長が委嘱する。

(会議の議長)

第46条 会議の議長は、第36条を準用する。

(会議の招集)

第47条 会議の招集は、第37条を準用する。

(細則の変更)

第48条 本細則は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

常勤全役員・職員数	会費の額及び計算式
20人まで	220千円
21人～79人	220千円+14千円×（常勤全役員・職員数-20人）
80人以上	1,400千円

入会申込書（正会員用）

令和 年 月 日

一般社団法人 広島県測量設計業協会 様

氏名 _____ 印

貴協会の趣旨に賛同し入会を申込みます。

ふりがな	
住 所	
ふりがな	
会 社 名	
ふりがな	
代表者氏名	
電 話	

※ 入会年月日	年 月 日	測量業者 登録第 () 号 登録番号
	番	登録年月日 年 月 日

※印は当協会にて記入いたします。

様式第2号（第2条関係）

推 薦 状

令和 年 月 日

一般社団法人 広島県測量設計業協会

会 長 様

推薦者

住 所 _____

社 名 _____

代表者 _____ ⑩

推薦者

住 所 _____

社 名 _____

代表者 _____ ⑩

入会申込者

住 所 _____

社 名 _____

代表者 _____

標記会社より貴協会への入会希望がありましたが、測量業務の実績から、協会会員として、適当と認めて推薦いたします。

様式第3号（第2条関係）

誓 約 書

一般社団法人 広島県測量設計業協会に入会することが認められた場合は、協会の目的に
添い責務を全うすることを誓約します。

令和 年 月 日

入会申込者

住 所 _____

会 社 名 _____

代 表 者 _____ (印)

入 会 申 込 書（賛助会員用）

令和 年 月 日

一般社団法人 広島県測量設計業協会 様

氏名 _____ 印

貴協会の趣旨に賛同し入会を申込みます。

ふりがな	
住 所	
ふりがな	
会 社 名	
ふりがな	
代表者氏名	
電 話	

※入 会 年 月 日	令和 年 月 日
------------	----------

※印は当協会にて記入いたします。

様式第5号（第2条関係）

推 薦 状（賛助会員用）

令和 年 月 日

一般社団法人 広島県測量設計業協会

会 長 様

推薦者（会員）

住 所 _____

社 名 _____

代表者 _____ ⑩

入会申込者

住 所 _____

社 名 _____

代表者 _____

標記会社より、貴協会への入会希望がありました。活動状況等から判断し、賛助会員として適当と認め、推薦いたします。